

地域との協働による高等学校教育改革推進事業における成果検証事業 審査要項

令和4年5月23日

文部科学省初等中等教育局長決定

「地域との協働による高等学校教育改革推進事業における成果検証事業」の審査は、この審査要項に従って行う。

1. 審査の基本方針

審査は、研究機関等から申請された本事業に関する提案書について、調査業務の実施方針、組織の経験・能力、業務従事予定者の経験・能力について評価するとともに、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価も行う。

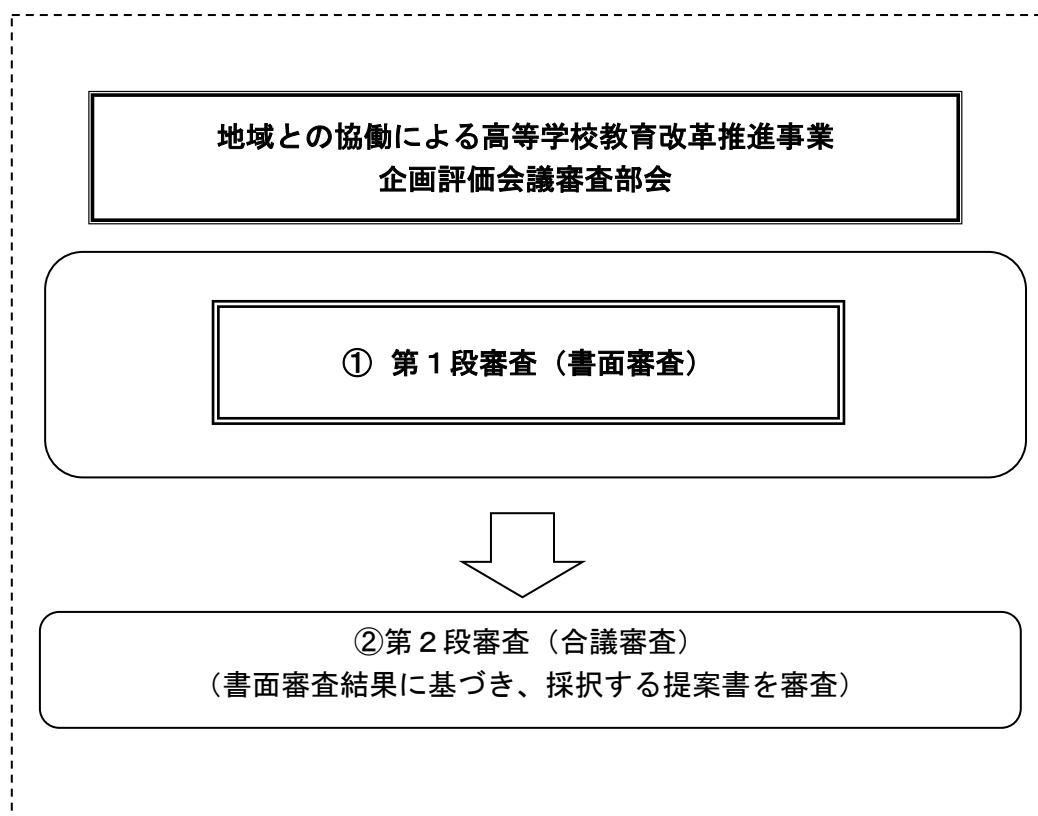
なお、採択に際しては審査の評点順とするが、取組の特徴にも配慮する。

2. 審査の方法

(1) 審査方法・審査の枠組み

- ① 審査を実施するため「地域との協働による高等学校教育改革推進事業における成果検証事業企画評価会議審査部会」（以下「企画評価会議審査部会」という。）を設置する。
- ② 企画評価会議審査部会においては、受理された全ての申請について「第1段審査（書面審査）」及び「第2段審査（総合的な調整を行うことを主眼とした合議審査）」を実施し、採択する提案書の審査を行う。

<審査の手順>



(2) 審査（の進め方）

① 第1段階審査（書面審査）

- ・企画評価会議審査部会は、研究機関等から提出された提案書について、審査要項、審査基準、審査要領に基づき、書面審査を行う。

② 第2段階審査（合議審査）

- ・第1段階審査の評価を基に総合的な調整を行うことを主眼とした、合議審査。
- ・必要に応じて提案書についての改善のための条件又は意見を付すことができる。

3. 審査の観点

本事業の採択に当たっては、「地域との協働による高等学校教育改革推進事業における成果検証事業審査基準」に沿って審査を行う。なお、審査に当たっては、審査の基本方針を踏まえ、本事業に関する提案書について、構想目的・目標の設定の適合性、構想目的達成の仕組みの妥当性等、管理機関の実施体制、管理機関による財政支援等、総合的な事業計画の実現性について評価を行うとともに、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価も行う。

4. 開示・公開等

(1) 企画評価会議審査部会の審議内容の取扱い

各提案書の審査及び会議資料については、審査の円滑な遂行確保の観点から原則非公開とする。ただし、企画評価会議審査部会が公開することを決定したときは、この限りでない。

(2) 審査結果について

審査結果及び採択された提案書は、文部科学省ホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

5. 協力者の遵守事項

(1) 秘密の保持

審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

(2) 利害関係者の審査

- ① 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、速やかに文部科学省初等中等教育局参事官付（高等学校担当）に申し出なければならない。
 - (ア) 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
 - (イ) 審査委員が所属している法人等が申請があった場合
 - (ウ) 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
 - (エ) 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受け取っている場合
 - (オ) 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
 - (カ) 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約券を保有している場合
 - (キ) その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合等申請された構想に直接関係する協力者（以下「利害関係者」という。）は、事務局にその旨申し出ることとし、自己の関係する構想の審査を行わないこととする。また、企画評価会議審査部会における当該構想の個別審議に加わることができないこととする。
- ② 前項の（ア）から（カ）に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、（キ）に該当する場合、文部科学省は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。
- ③ 企画評価会議審査部会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、企画評価会議審査部会は、前項の要請を拒否することもできる。
- ④ 審査委員は、前項により企画評価会議審査部会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を競争参加者の審査を行ってはならない。

(3) 不公正な働きかけ

- ① 審査委員は、当該審査については不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省初等中等教育局参事官付（高等学校担当）に報告しなければならない。
- ② 文部科学省は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。

地域との協働による高等学校教育改革推進事業における成果検証事業 審査基準

令和4年5月23日
文部科学省初等中等教育局長決定

地域との協働による高等学校教育改革推進事業における成果検証事業の審査において、審査項目ごとの審査基準を以下のとおり定める。

1. 第1段階（書面）審査

（1）第1段階（書面）審査の評点

第1段階審査は、地域との協働による高等学校教育改革推進事業における成果検証事業に向けたデータ収集・分析、効果検証等のための調査研究審査要項（以下「審査要項」という。）の「3. 審査の観点」の各要素との適合性を踏まえつつ、「（3）審査の観点」の項目（以下「審査項目」という。）ごとに以下の5段階の区分により判断することとする。

評点	評価
5	非常に優れている。
4	優れている。
3	妥当である。
2	やや不十分である。
1	不十分である。

（2）各評点の所見等

- ① 審査の所見は、採択すべき構想の決定に当たって極めて重要な判断材料となるため、できるだけ「コメント」欄又は「総合所見」欄に記入すること。特に、下記「（3）審査の観点」の各項目の評点で、「5」や「1」の評点を付した場合、どの点が非常に優れているのかまたはどの点が不十分であるのかについて、具体的に判断根拠・理由等を必ず「コメント」欄に記入すること。
- ② 採択となった際、計画の修正等の条件を付す必要がある場合は、必ずその内容を「総合所見」欄に記入すること。
なお、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価は別に定める。

【評点の基本的考え方】

1. 提案書の各審査項目に付す評点（5～1）については、「絶対評価」により付すこととする。
2. 次の観点について、加点の項目を設けることとする。
○公募要領に示した内容に加え、独自の提案がなされている。

- 分析手法に事業の成果を高めるための工夫がある。
- 作業の日程・手順等が効率的である。
- 類似調査の実績内容が優れている。
- 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有している。
- 円滑な事業遂行のために組まれた人員補助体制が組まれている。
- 業務従事予定者が全国サミット等類似のイベント運営をした実績がある。
- 調査内容に関する優れた研究業績を有している。

3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価も行う。

- ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。
以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2点
- ・認定段階3＝3点
- ・プラチナえるぼし認定企業＝5点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.5点

- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

- ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による超過措置により認定）＝1点
- ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）＝1.5点
- ・プラチナくるみん認定＝2点

- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝2点

- 上記に該当する認定等を有しない＝0点

(3) 審査の観点

※ 「*」は、本事業において設定する目的を達成するために満たすべき要件（申請要件）。

1 調査業務の実施方針

1-1 調査内容の妥当性、独創性

* 1-1-1 公募要領記載の調査内容について全て提案されていること。【申請要件1-

①】

* 1-1-2 偏った調査内容となっていないこと。【申請要件1-②】

加点項目 公募要領に示した内容に加え、独自の提案がされている。

1-2 調査方法の妥当性、独創性

* 1-2-1 調査の抽出・分析手法が妥当であること。【申請要件1-③】

* 1-2-2 調査項目・調査手法が明確であること。【申請要件1-④】

加点項目 類似調査の実績内容が優れている。

1-3 作業計画の妥当性、効率性

* 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。【申請要件1-⑤】

加点項目 作業の日程・手順等が効率的である。

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似調査業務の経験

* 2-1-1 過去に類似の調査を実施した実績があること。【申請要件2-①】

加点項目 類似調査の実績内容が優れている。

2-2 組織の調査実施能力

* 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。【申請要件2-②】

* 2-2-2 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

【申請要件2-③】

加点項目 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有している。

2-3 調査業務に当たってのバックアップ体制

加点項目 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれている。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似調査業務の経験

* 3-1-1 過去に類似の調査をした実績があること。【申請要件3-①】

加点項目 業務従事予定者が全国サミット等類似のイベント運営をした実績がある。

3-2 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性

* 3-2-1 調査内容に関する知識・知見を有していること。【申請要件3-②】

加点項目 調査内容に関する優れた研究業績を有している。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1 以下のいずれかの認定があること。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る）

○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
- ※ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。